一関清掃センターごみ焼却施設 維持管理記録

令和7年度

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号イに係る項目】

「元米物と全国地口が対象日本シェジー第一条第一等工作体が表面														
炉	処分した一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 号炉	可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ t	1, 013. 96	823. 84	1, 027. 89	741. 99	915. 73	944. 39						i	5, 467. 80
2 号炉	可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ t	1, 181. 66	1, 046. 17	750. 55	863.63	968. 08	510.41							5, 320. 50
合	計 焼 却 量 t	2, 195. 62	1, 870. 01	1, 778. 44	1, 605. 62	1, 883. 81	1, 454. 80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10, 788. 30

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号口に係る項目】

炉	測定場所	項	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値
		測定結果が得られた年月日														
모		燃焼室中の燃焼ガス温度	$^{\circ}$ C	950	958	957	954	949	951							
を	EP入口	集じん器流入燃焼ガス温度	$^{\circ}$ C	220	220	220	220	220	220							
//	EP出口	排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	1.7	2. 2	1. 9	1.9	2.6	2. 0							100
		測定結果が得られた年月日														
모모		燃焼室中の燃焼ガス温度	$^{\circ}$ C	952	951	948	954	955	940							
を	EP入口	集じん器流入燃焼ガス温度	$^{\circ}$ C	220	220	220	220	220	220							
,,,	EP出口	排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	1. 6	1.6	1.4	1. 1	1. 5	1. 6							100

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ハに係る項目】

炉	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 😐	冷却設備に堆積したばいじんの除去日												
炉	排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日												
2 	冷却設備に堆積したばいじんの除去日												
炉炉	排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日												

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ニに係る項目】

炉	測 場 所		項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値
1 号炉	煙突入口	ばい煙濃度	排ガスを採取した年月日 測定結果が得られた年月日 ばいじん 硫黄酸化物 窒素酸化物 塩化水素	g/m³N/h m³N/h ppm mg/m³N					8月14日 9月2日 0.0016 0.13 130 210								0. 15 61 300 700
	煙突入口	DXN類	排ガスを採取した年月日 測定結果が得られた年月日 検査結果	ng-TEQ/m³N					8月14日 9月2日 0.0070								5
2 号炉	煙突入口	ばい煙 濃度	排ガスを採取した年月日 測定結果が得られた年月日 ばいじん 硫黄酸化物 窒素酸化物 塩化水素	g/m³N/ m³N/h ppm mg/m³N					8月15日 9月2日 0.0017 0.30 140 56								0. 15 64 300 700
	煙突入口	DXN類	排ガスを採取した年月日 測定結果が得られた年月日 検査結果	ng-TEQ/m³N			_		8月15日 9月2日 0.00061						_		5